

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 28 年 12 月 7 日 14：00 平成 28 年 12 月 7 日 15：40
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	副議長 (説明員) 総務課長
6、職務のため出席した者	議長 事務局長、書記
7、付議事件	第 1 平成 28 年第 9 回埴町議会定例会の運営について 第 2 全員協議会の開催について
8、議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 委員長が進行</p> <p>第 1 平成 28 年第 9 回埴町議会定例会の運営について 委員長：町長提出議案等について総務課長に説明を求める。 (総務課長が提出議案の概要について説明) 委員長：質疑はあるか。 吉田委員：農業委員の任命同意は 1 人 1 人行うのか。 総務課長：1 人 1 件として議案を提出したい。なお、募集の状況等はネット上で公表している。 鈴木(安)委員：専決処分案件の専決した理由は。 総務課長：台風による災害に関しての予算であるが、応急復旧や災害査定日程までに設計をしなければならないことなど緊急性があった。 鈴木(安)委員：専決処分できるのはかなり限定されていると理解している。十分気を付けてやってほしい。 鈴木(安)委員：議員報酬の改正であるが人勧に基づき行うものなのか。 総務課長：人勧に基づきでなく、準じてということ。県議会議員報酬も改正見込みと聞いている。 委員長：そのほか質疑がなければ町長提出議案に関してはこれで終わる。議案は受理する。</p> <p>(説明員退席)</p> <p>委員長：次議員発議に関して事務局に説明させる。 事務局長：議員の厚生年金制度加入を求める意見書の提出要請があった。請願スタイルではないが請願扱いとしてよいか。また、採択となった場合は意見書の決議を</p>

行うことになる。

委員長：特に意見がなければ、総務常任委員会付託とする。

（異議なし）

委員長：次、一般質問について。朗読させる。

（議会事務局長朗読）

（委員長が各委員に意見を求めたところ、2、3の字句訂正があったが、おおむね通告通り受理することに決した。）

委員長：請願・陳情等については、要請1件を請願扱いとする。

委員長：諸般の報告について事務局長に説明させる。

（事務局長が、諸般の報告のうち口頭報告と電子データ化する報告について説明）

委員長：会期日程について事務局に案を説明させる。

事務局長：一般質問通告者は8名、通告時間を累計すると1日では無理。これをベースに5日間の案とした。なお、議案第67号は総務常任委員会付託、同意15件は初日に原則一括議題として審議したい。

委員長：質疑意見はあるか。

（議案第67号に関しては全協ではどうかとの意見があったが、全協は審議の場でないことなどから委員会審議に決定した。）

委員長：案のとおり決定する。なお、一般質問は2日間になるが、一般質問初日にきるだけやる方向で運営することにする。

第2 全員協議会の開催について

委員長：全員協議会開催申し出が3件（はなわこども園建設事業、埴保育園仮設保育室設置、農業委員会委員の候補者）あった。開催するかどうかを諮る。

（事務局長が内容説明）

委員長：開催することに異議ないか。

（異議なし）

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長